

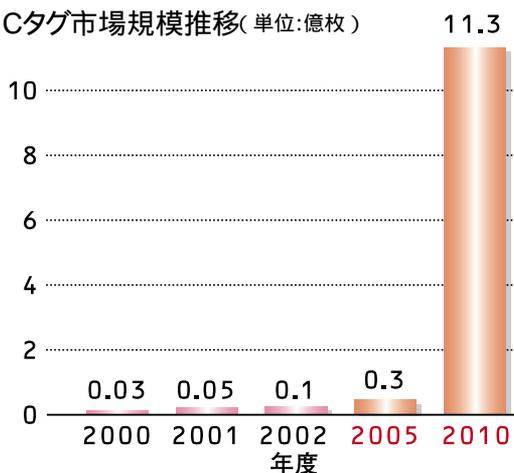
12 RFID (非接触型ICカード・ICタグ)



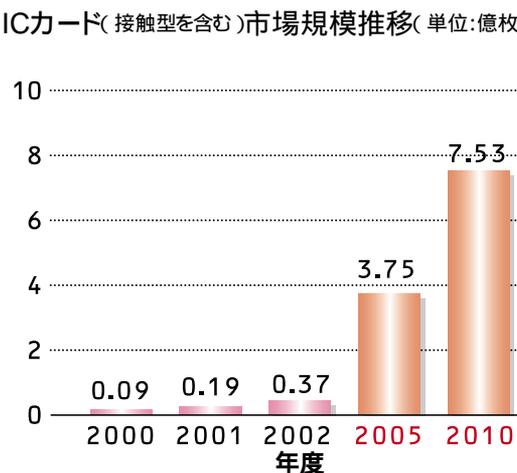
現在、自動改札等の交通カード(JR東日本のSuica等)、物流管理システムなど身近な分野に利用が拡大しているRFID(非接触型ICカードやICタグを用いたシステムの総称)は、従来の磁気カードやバーコードに代わって広範囲に利用されることが期待されており、このニーズに対応するため、以下のような規制改革が実施されています。

- 13.56MHz帯利用のシステム(数cm~70cm程度の範囲で通信)
 - ・「ワイヤレスカードシステム」として制度化(1998.12)
 - ・多様化する利用形態に柔軟に対応できるよう技術基準を緩和(2002.9)
 - ・型式指定を受ければ個別申請を不要とするなど申請手続を簡素化(2002.9)
- 2.4GHz帯利用のシステム(数十cm~3m程度の範囲で通信)
 - ・干渉に強い周波数ホッピング方式を導入できるよう制度を改正(特定小電力無線局については2002.2、構内無線局については2003第1四半期予定)
 - ・複数の無線局間で共通の予備装置を持つ場合、設備変更の届出を不要化(2002.11)

ICタグ市場規模推移(単位:億枚)



ICカード(接触型を含む)市場規模推移(単位:億枚)



出典:株式会社矢野経済研究所推計(2005、2010年度は予測)